

山梨県公報

第七百五十五号

平成十九年

四月二十三日

月 曜 日

目次

告示

- 広域連合の規約の一部変更の許可……………二九九
- 収納事務の委託について……………二九九
- 道路の区域変更……………二九九
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………二九九

訓令

- 山梨県行政改革推進本部規程……………三〇〇

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………三〇〇
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定……………三〇一
- 平成十九年度調理師試験の実施……………三〇二
- 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………三〇三
- 基本測量の実施……………三〇三

告示

山梨県告示第六十八号

山梨県東部広域連合長から申請のあった山梨県東部広域連合規約の変更については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の三第一項の規定により、平成十九年三月二十三日付けで許可した。

平成十九年四月二十三日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第六十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十九年四月二十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 委託の相手方
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県住宅供給公社
- 二 委託に係る使用料
山梨県営住宅及び山梨県特定公共賃貸住宅の使用料
- 三 委託の期間
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

山梨県告示第七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十九年五月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年四月二十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日野春停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
北杜市須玉町大字若神子字鯨四四七番地 先から 北杜市須玉町大字若神子字鯨四二二一番の 一一一番地先まで	五・〇	五・〇	一〇・三	三七三・〇
	一〇・三	五・〇		
	五・〇	八・〇	二二・〇	三五六・〇
	一〇・三	五・〇		

山梨県告示第七十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(富士吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年四月二十三日

一 道路の位置
 上野原市上野原字後山八二五四番二七五

二 道路の幅員
 最大八・〇メートル 最小四・五メートル

三 道路の延長
 二四・一七メートル

訓 令

山梨県訓令第十五号

山梨県行政改革推進本部規程を次のように定める。

平成十九年四月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

(設置)

第一条 社会経済情勢の変化に対応できる簡素で効率的な県行政の確立を目的とし、喫緊の課題である行政改革を迅速かつ主体的に推進するため、山梨県行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 本部は、次に掲げる事務を行う。

- 一 行政改革に関する基本的な計画の策定及び推進に関すること。
- 二 行政改革の実施に係る重要な事項の決定に関すること。
- 三 その他行政改革に係る重要な事項に関すること。

(本部長等)

第三条 本部に、本部長を置く。

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 本部の構成員は、本部長及び別表第一に掲げる職にある者をもって充てる。

4 本部は、本部長が招集し、総理する。

(幹事会)

第四条 本部の機能を補佐するため、幹事会を置く。

2 幹事会の構成員は、別表第二に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会は、企画部理事が招集し、掌理する。

(庶務)

第五条 本部及び幹事会の庶務は、企画部新行政システム課において行う。

(委任)

第六条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成十九年四月二十五日から施行する。

(山梨県行財政改革推進本部規程の廃止)

2 山梨県行財政改革推進本部規程（平成十五年山梨県訓令第十二号）は、廃止する。

別表第一（第三条関係）

副知事 知事補佐官 政策秘書室長 企画部長 総務部長 福祉保健部長 森林環境部長 商工労働部長 観光部長 農政部長 土木部長 会計管理者 県民室長 林務長 産業立地室長 公営企業管理者 教育長 警察本部長

別表第二（第四条関係）

企画部理事 政策秘書室次長 企画部次長 総務部次長 福祉保健部次長 森林環境部次長 商工労働部次長 観光部次長 農政部次長 土木部次長 出納局次長 県民室次長 企業局次長 教育次長 警務部参事官

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年四月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成十九年四月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 五湖の会
- 2 代表者の氏名 三浦雅子
- 3 主たる事務所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津四千三百三十四番地三
- 4 定款に記載された目的

この法人は富士北麓地域を中心とした地域住民、精神障害者及び精神障害者がかかる家族に対して、正しい精神保健福祉思想の体得に関する事業、精神障害者の社会参加と家庭での健全な生活を守る事業、日常生活上の援助を必要とする者に対する住居及び日常生活の援助を提供し、精神障害者地域生活援助事業（以下「グループホーム」）等を行い、精神障害者の社会復帰対策の充実と自立に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十九年四月十日から同年六月九日まで

● 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により、次の者を同法第五十四条第二項に基づく指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）として指定した。

平成十九年四月二十三日

山梨県知事 横内正明

名称	所在地	担当する医療の種類
山梨北整形外科	山梨市七日市場八〇五番地一	整形外科に関する医療
石和共立病院	笛吹市石和町広瀬六二三番地	腎臓に関する医療
医療法人永生会多胡腎・泌尿器クリニック	中巨摩郡昭和町押越七八九番地	腎臓に関する医療
山梨県立中央病院	甲府市富士見一丁目一番一号	口腔外科に関する医療
財団法人山梨厚生会山梨厚生病院	山梨市落合八六〇番地	腎臓に関する医療

医療法人峡南会峡南病院	南巨摩郡鯉沢町一八〇六番地	腎臓に関する医療
大月市立中央病院	大月市大月町花咲二二二五番地	腎臓に関する医療
医療法人康麗会笛吹中央病院	笛吹市石和町四日市場四七番地一	腎臓に関する医療
山梨大学医学部附属病院	中央市下河東一一一〇番地	小腸に関する医療
フクシマヤ薬局	甲府市伊勢一丁目四番五号	薬局（調剤）
社団法人甲府市薬剤師会救急調剤薬局	甲府市幸町一四番六号	薬局（調剤）
佐野薬局東支店	甲府市塩部一丁目一五番一六号	薬局（調剤）
野口快明堂	甲府市千塚一丁目六番一七号	薬局（調剤）
屋形調剤薬局中央店	甲府市中央二丁目八番一七号	薬局（調剤）
株式会社板山薬泉堂	甲府市中央四丁目二番一〇号	薬局（調剤）
光和堂調剤薬局	甲府市城東二丁目一〇番一五号	薬局（調剤）
トミタケ薬局	甲府市富竹一丁目七番三二号	薬局（調剤）
クボタ薬局	都留市上谷六丁目九番二七号	薬局（調剤）
福島屋薬局	山梨市小原西七四二番地	薬局（調剤）
本町薬局	韮崎市本町一丁目一七番一八号	薬局（調剤）

渡辺薬局	葎崎市若宮一丁目九番七号	薬局(調剤)
若草薬局	南アルプス市寺部一八番地二六	薬局(調剤)
有限会社近藤薬局	南アルプス市小笠原三五八番地	薬局(調剤)
明治堂志村調剤薬局	甲斐市島上条六四四番地四	薬局(調剤)
明治堂志村薬局	甲斐市中下条一五八〇番地一	薬局(調剤)
株式会社沢田屋薬局	笛吹市石和町市部一〇八四番地	薬局(調剤)
大和薬局春日居店	笛吹市春日居町桑戸七〇二番地一	薬局(調剤)
八代調剤薬局	笛吹市石和町小石和二六四番地	薬局(調剤)
くすりのマスタヤ	北杜市長坂町大八田六六九七番地	薬局(調剤)
有限会社さくら上野原薬局	上野原市上野原三一九〇番地	薬局(調剤)
山梨中央薬局	中央市若宮二七番地一〇	薬局(調剤)
秋山薬局	南巨摩郡増穂町青柳二二〇三番地五	薬局(調剤)
くすりの花屋	南巨摩郡早川町高住六一三番地	薬局(調剤)
ミナミ調剤薬局	南巨摩郡身延町飯富一七〇四番地	薬局(調剤)
有限会社富屋薬局	南巨摩郡南部町南部八五二五番地	薬局(調剤)
大森薬局	南都留郡忍野村忍草二九七四番地一	薬局(調剤)
株式会社タカムラ薬局	南都留郡山中湖村山中五〇番地乙	薬局(調剤)

流石薬局	南都留郡富士河口湖町大石一五〇一番地	薬局(調剤)
厚生堂薬局	南都留郡富士河口湖町小立二一〇七番地	薬局(調剤)
みさき薬局旭町	○ 葎崎市旭町上條南割三三一四番地三一	薬局(調剤)
株式会社中沢薬局御坂店	笛吹市御坂町夏目原七四九番地	薬局(調剤)
ももの木薬局	笛吹市石和町四日市場四五番地一	薬局(調剤)
訪問看護ステーションあらかさ	南アルプス市桃園三七七番地二	訪問看護
訪問看護ステーションひまわり	南巨摩郡身延町梅平二四八三番地一六	訪問看護

●平成十九年度調剤師試験の実施
 調剤師法(昭和三十三年法律第四百七号)第三条の二第一項の規定により、平成十九年度調剤師試験を次のとおり実施する。
 平成十九年四月二十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 試験日時
 平成十九年七月七日(土)午後一時から三時まで
- 二 試験場所
 甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学
- 三 試験科目
 試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。
 1 食文化概論
 2 衛生法規
 3 公衆衛生学
 4 栄養学

- 5 食品学
- 6 食品衛生学
- 7 調理理論
- 四 受験資格
 - 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者であつて、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条に定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事したるもの

五 受験願書受付期間
 平成十九年五月二十一日（月）から同月二十五日（金）までの午前九時から午後四時までとする。

六 受験願書提出場所
 住所地を所轄する保健所又は中北保健所峡北支所とする。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部健康増進課とする。

- 七 提出書類
 - 1 受験願書
 - 2 履歴書
 - 3 学校教育法第四十七条に規定する者であることを証する書類
 - 4 調理師法施行規則第四条に規定する施設又は営業において二年以上調理の業務に従事した者であることを証する当該施設の長又は営業主の証明書（受験者が施設の長又は営業主である場合は、調理師会その他の調理師関係団体の長の証明書）
 - 5 写真（出願前六箇月以内に撮影した正面、上半身及び無帽のものであつて、大きさが縦六センチメートル、横四・五センチメートルのもの）
 - 八 受験手数料

六千百円（受験願書に六千百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはりつけ、消印しないこと。）
 手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも返還しない。

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十九年八月二十三日まで縦覧に供する。
 平成十九年四月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
 - 1 氏名又は名称 株式会社コープライフサービス 代表取締役 押本修司
 - 2 住所 神奈川県横浜市区港北区新横浜二丁目六番地二十三
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 ハーモス昭和
 - (二) 所在地 中巨摩郡昭和町西条千二百二十五番地外
 - 2 変更した事項

変 更 事 項	変 更 後 の 名 称	変 更 後 の 住 所
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所	株式会社コープライフサービス 代表取締役 押本修司	神奈川県横浜市区港北区新横浜二丁目六番地二十三

- 3 変更の年月日
 平成十九年二月二十日
- 三 届出年月日
 平成十九年四月三日

● 基本測量の実施
 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、平成十九年四月十二日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。
 平成十九年四月二十三日

- 一 作業種類 基本測量（基準点測量）
- 二 作業期間 平成十九年五月七日から平成十九年十二月二十八日まで
- 三 作業地域 西八代郡市川三郷町

山梨県知事 横 内 正 明

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番